

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスの類型 (生駒市 案)

訪問型サービス(案)

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	生活期 ②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	生活期 ③訪問型サービスB (住民主体による支援)	集中介入期 ④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	生活期 ⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既に①のサービスを利用しているケースで、代替案のサービス利用が困難なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 ・精神疾患やパーキンソン病などの神経難病等を有する者で、専門的対応を必要とする者・・・等 ※状態等を踏まえながら、安定したり、特別な支援が不要となれば、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○買い物、調理、掃除などシルバー人材センター等で対応可能なケース (例) ・認知機能は問題なく、ADL・IADL はほぼ自立しているが、腰痛や膝痛、筋力低下のため重いものが持てない、しゃがむ姿勢が困難、長時間の立位が困難・・・等	○安否確認や内服等の声かけを要するケース ○ゴミ出し等の軽微な支援を要するケース (例) ・ADL・IADL はほぼ自立しているが、薬を飲み忘れてしまう、ひとり暮らしで人との交流が少ない、ゴミの分別が困難・ゴミ置き場まで持っていくのが困難・・・等	○体力の改善に向けた支援が必要なケース ○ADL・IADL の改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う (例) ・日常生活の中でしづらくなっている動作に対する工夫やポイントを助言・指導 ・自宅周辺での歩行確認、散歩コースや自宅での体操の指導・・・等	訪問型サービスBに準じる ※9月に出る Q.A により判断
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	?
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	
現行サービス	(現行市内事業所)26ヶ所＋α H27.～	シルバー人材センター H27.～	生活支援サポーター 新規 H28.以降	訪問リハビリ H27.～	生活支援サポーター 新規

通所型サービス(案)

基準	現行の通所介護相当(維持期)	多様なサービス(生活期)	多様なサービス(生活期)	多様なサービス(集中介入期・移行期)
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース(「入浴」や長時間の利用が必要な人) (例) ・認知症の進行等による家族の負担が大き く、長時間の利用が必要な者 ・転倒の危険性が高い者 ・不定愁訴等、精神の不安定さがあり、長時間利用が望ましい者 …等 ※常に状態像を把握し、状態の改善・意欲の向上等みられた場合は、一定に留まらず、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 ○超高齢等により通年利用が必要な、要支援1. 2及び二次予防対象者 (例) ・ADL・IADL はほぼ自立しているが、超高齢で、継続参加することで状態が維持できると思われる者 …等	(例) ・閉じこもりがちな高齢者や孤食・低栄養のリスクのある者 …等	○ADL や IADL の改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6 ヶ月の短期間で実施 (例) ・骨、関節疾患あるいは、肺炎等一時的な体調の悪化により、廃用化が進行し、ADL・IADL が著しく低下している者 ・認知症(中等度以下)があり、他の通所サービスでは対応が難しく、個別ケアを受けながら脳の活性化を図り、認知症の進行を緩やかにできると見込まれる者 …等
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)
現行サービス等	(現行市内事業所)32ヶ所＋α (市外事業所)H27.～	新規 H28.以降	〔イメージ〕 ひまわりの集い	〔イメージ〕 パワーアップ教室(幸楽・延寿・きらめき) 転倒予防教室 膝関節症の教室(新規)H27～